人事異動

人事院

人事院総裁江利川毅は、八月二十六日から海外に出張したので、その期間中、国家公務員法第十一条第三項の規定により、人事官原恒雄が人事院総裁の職務を代行する（八月二十六日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事　中野　哲弘
知的財産高等裁判所長を命ずる
大阪高等裁判所判事　塩月　秀平
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
松山地方裁判所判事　小島　浩
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡高等裁判所判事　河邉　義典
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　河邉　義典
松山簡易裁判所判事に補する
松山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
広島高等裁判所判事　橋本　良成
福岡高等裁判所判事に補する
福岡高等裁判所那覇支部勤務を命ずる
福岡高等裁判所那覇支部長を命ずる（以上八月二十一日）

○定年退官
判事塚原朋一は八月二十日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十五日ウルグアイ国の独立記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の一第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、死刑、無期又は長期三年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、平成二十二年五月二十一日、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年九月二十八日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券 番号（発行年月日）	名義人	返納理由
渡邉　正明（昭和七年二月十五日）	Rivadavia2093 Buenosaires Argentina	MZ〇四九七四五三（平成二十年二月十二日）	渡邉　正明	平成二十二年四月十六日、さいたま簡易裁判所から出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件の被疑者として逮捕状が発付された。
栗原　和巳（昭和五十二年一月二十八日）	岐阜県岐阜市高森町六丁目二十二番地一ルネス新岐阜五B号	MZ〇五七一三一一〇（平成二十一年十一月二十三日）	栗原　和巳	平成二十二年一月二十日、岡山地方裁判所から電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付された。
横山　美知（昭和四十三年一月二日）	348E　49street 3E　NewYork NY10017	TZ〇四〇一九一五（平成十八年四月二十五日）	横山　美知	平成二十二年五月十三日、東京簡易裁判所から詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付された。
西村　朋城（昭和五十一年十月十三日）	225　W　131st#1 NY NY10027	TZ〇五七五〇五三（平成二十年五月二十二日）	小澤　朋城	平成二十一年十二月十六日、神戸簡易裁判所から大麻取締法違反事件の被疑者として逮捕状が発付された。

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区神田神保町２丁目１番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所、中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所、伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年８月 26 日

釧路地方法務局北見支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第６２６号

愛知県岡崎市十王町２丁目９番地

申立人　岡崎市

本籍愛知県岡崎市藤川町字西沖田72番地、最後の住所愛知県岡崎市若松町字萱林16番地60

市営萱林荘１－201、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成20年３月26日、出生の場所愛知県額田郡藤川村、出生年月日昭和９年８月22日、職業無職

被相続人　亡　細井　秀司

事務所愛知県豊橋市駅前大通３丁目101番地２リバーサイドビル３階　寺部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺部　光敏

名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２２年（家）第８８４号

三重県津市上浜町２丁目105番地

申立人　春日部英宣

本籍三重県津市上浜町２丁目85番地、最後の住所三重県津市白塚町1235番地４、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成22年６月28日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和30年４月22日、職業無職

被相続人　亡　今川　**康**弘

事務所名古屋市中区大須４丁目13番46号　ウイストリアビル９階　久世法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久世　表士

津家庭裁判所

平成２２年（家）第１４２号

和歌山県新宮市新宮3754番地の98

申立人　岡本千津美

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中３丁目1108番地、最後の住所和歌山県新宮市緑ヶ丘１丁目６番22号、死亡の場所和歌山県新宮市、死亡年月日平成22年５月16日、出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日昭和16年９月18日、職業無職

被相続人　亡　藪　宏江

事務所和歌山県新宮市緑ヶ丘３丁目１番９号

相続財産管理人　司法書士　清水　努

和歌山家庭裁判所新宮支部